

特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)

REC'D 29 APR 2004

WIPO

PCT

出願人代理人

渡辺 望稔

様

あて名

〒 101-0032

東京都千代田区岩本町2丁目12番5号  
早川トナカイビル3階

PCT

国際調査機関の見解書  
(法施行規則第40条の2)  
[PCT規則43の2.1]

発送日  
(日.月.年)

27. 4. 2004

出願人又は代理人  
の書類記号

PCT000000228

今後の手続きについては、下記2を参照すること。

国際出願番号

PCT/JP2004/000133

国際出願日

(日.月.年) 09. 01. 2004

優先日

(日.月.年) 28. 07. 2003

国際特許分類 (IPC)

Int. C17 B05B 7/14 , G02F 1/1339

出願人 (氏名又は名称)

日清エンジニアリング株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

第I欄 見解の基礎

第II欄 優先権

第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

第IV欄 発明の単一性の欠如

第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明

第VI欄 ある種の引用文献

第VII欄 国際出願の不備

第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日

06. 04. 2004

名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)  
郵便番号100-8915  
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)  
村山 禎恒

3 F 3 2 1 9

電話番号 03-3581-1101 内線 3351

## 第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、\_\_\_\_\_ 語による翻訳文を基礎として作成した。  
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) に関する翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ  配列表  
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット  書面  
 コンピュータ読み取り可能な形式
- c. 提出時期  出願時の国際出願に含まれる  
 この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3.  さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-19	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-19	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-19	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2001-34194 A (株式会社リコー) ,  
2001. 02. 09
- 文献2：JP 8-108129 A (柄澤 郁夫) , 1996. 04. 30
- 文献3：JP 2000-317355 A (日本パーカライジング株式会社) ,  
2000. 11. 21
- 文献4：JP 56-105770 A (岩田塗装機工業株式会社) ,  
1981. 08. 22
- 文献5：JP 55-116465 A (インゲマール・ローフ) ,  
1980. 09. 08
- 文献6：JP 5-192619 A (昭和アルミニウム株式会社) ,  
1993. 08. 03

請求の範囲1, 2, 4に係る発明は、文献1 (第3欄第7-9行, 第6欄第43行-第7欄第8行) により進歩性を有しない。文献1に記載された、ノズルを被散布体の鉛直上方への射影面外に設置したスペーサ散布装置を、文献1の従来技術の欄に記載されているように、スペーサを粉体の状態で散布するものとするのは、当業者にとって容易である。

請求の範囲3, 5, 8-10, 16-19に係る発明は、文献1と文献2とにより進歩性を有しない。文献2に記載されたノズルと被散布面との関係を、文献1の装置に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲6, 7に係る発明は、文献1と文献3とにより進歩性を有しない。文献3に記載されたノズルと被散布面との関係を、文献1の装置に適用することは、当業者にとって容易である。

## 第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 9, 10 の記載は明瞭でない。

請求の範囲 9, 10 に「前記略水平に配置されている前記被散布体の表面に…  
(中略) …請求項 3～7 のいずれか 1 項に記載の」との記載があるが、請求の範囲 4, 5, 7 において、被散布体は水平に配置されてはいない。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求の範囲 1 1, 1 2 に係る発明は、文献 1, 文献 2 及び文献 4 により進歩性を有しない。文献 4 に記載された気流供給手段を、文献 1 の装置に適用することは、当業  
/ にとって容易である。

請求の範囲 1 3 - 1 5 に係る発明は、文献 1, 文献 2, 文献 5 及び文献 6 により進歩性を有しない。文献 5, 文献 6 に記載された、被散布体の射影面外の対向する 2 つの略垂直面にノズルを配置する点を、文献 1 の装置に適用することは、当業者にとつて容易である。